

園子

で

思

は

強

し

男

園子

臨

し

昭和二二・二一六

三木芳子

記

502-1

III-7-562

著三德田福 士博學法
集全學濟經
(上)集六第



及時事問題

大正十五年十一月刊

大正十五年十一月刊
福科館藏

法學博士 福田德三著

經濟學全集

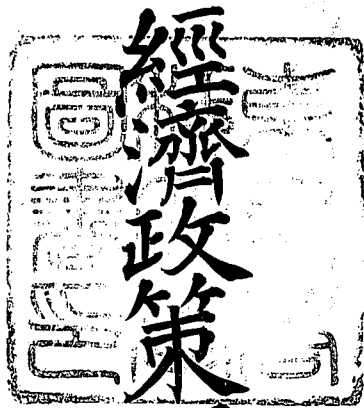
(上)集六第

東京 株式會社 同文館藏版

豫 502-1

III-7-5621(2)

著三德田福 士博學法
集全學濟經
(上)集六第



經濟政策
及
時事問題

大正十五年十一月刊

昭和二年二月十五日
大正十四年
格科卒業生

法學博士 福田德三著

經濟學全集

(上)集六第

東京 株式會社 同文館藏版

經濟學全集 第六集序

本集は黎明錄暗雲錄經濟危機と經濟恢復復興經濟の原理及若干問題の四書と六つの論文とから成るものであります。四書は合して一の黎明集を成すものであり、六論文も其れと性質を同ふするものであります。經濟政策の理論に關するものは殆んど含まれて居りませんが、時事問題に關するものが大部分を占めて居ります。従つて正確に申せば、經濟學全集に編入するは其の當を得て居らないこと申すまでもありません。然し私の時事問題に對し又實際運動に臨むのは、何れも學問研究の基本の上に立つもので、之を離るゝ念慮は一刻も有つたことではないのであります。従つて本集は學問の立場から實際生活に多少觸れて見たいと云ふ者を表はしたものととして御覽を願ひ度いのです。其意味で

全集中に組み入れました。經濟政策の理論的研究は、向後私に於いて多少力を注いで従事せんとする所でありまして、過去三年間商大で試稿に依つて講述致しましたものを出立點として、徐々何物をか築き上げ度いと期する所であります。

本第六集を以つて、私が過去二十五年間筆に訴へて公けにしたものは、一の遺漏なく(但し一時的興味のものとは捨て、採りませんでした)蒐集し得たわけであります。斯くて第一集の序文に申述べて置いた通り、私は滞りなく過去の總勘定を結了し得る次第であります。數ならぬ私が斯くも不遜の考を起した段は重ねて茲に御詫をして置かねばなりません。私は數日中に東京を辭し、二人の子供を友人親戚の溫情に託し暫く放浪の旅に上ります。知己の方々には當分御無沙汰をすることゝなりました。此の全集の刊行が事なく終了する様御心添を懇願して、暫時の御暇乞を申し上げます。さらば。

大正十四年三月十日

福田 徳三

記す

第六集 總目

- 一 黎明錄 1—100九
- 二 暗雲錄 101—140四
- 三 經濟危機と經濟恢復 145—175七
- 四 復興經濟の原理及若干問題 175九—221九
- 五 工業國の恐怖(最近商政經濟論 第二篇) 221—229五
- 六 經濟史と時事問題(改定經濟學研究 第二篇八) 229七—330八
- 七 商業政策と商權の消長(同 第二篇九) 330九—334三
- 八 丁稚の過去、現在、將來(同 第二篇十) 334三—337六
- 九 勞農露國承認の意義(大正十三年六月『改造』掲載) 337七—339七
- 十 混沌たる農村問題(大正十三年十一月、十二月『改造』掲載) 339九—336三

刊行一覽

黎明錄

- 第一版 大正八年七月一日 第二版 大正八年七月十日 第三版 大正八年七月廿五日
- 第四版 大正八年八月一日 第五版 大正八年八月十日 第六版 大正八年八月十五日
- 第七版 大正八年十月十日 第八版 大正八年十一月五日(以上佐藤出版部發行) 第九版 大正九年四月一日 第十版 大正九年七月廿日 第十一版 大正九年十二月五日 第十二版 大正十年七月十五日(以上印刷版) 大鐙閣發行) 第十三版 大正十年十二月廿日(大鐙閣發行)

佐藤出版部及大鐙閣

暗雲錄

- 第一版 大正九年十二月廿日 第二版 大正九年十二月廿五日 第三版 大正十年一月五日
- 第四版 大正十年一月十五日 第五版 大正十年一月廿五日 第六版 大正十年二月五日

大 鐙 閣

經濟危機と經濟恢復

- 第一版 大正十二年三月十五日 第二版 大正十二年三月廿日 第三版 大正十二年三月廿五日
- 第四版 大正十二年三月卅日 第五版 大正十二年四月五日 第六版 大正十二年

大 鐙 閣

年四月十日 第七版 大正十二年四月十五日 第八版 大正十二年四月廿日 第九版 大

正十二年四月廿二日 第十版 大正十二年四月廿四日 第十一版 大正十二年四月廿五日

第十二版 大正十二年四月廿七日

復興經濟の原理及若干問題

同文館

第一版 大正十三年七月三日(一—三〇〇〇)

最近商政經濟論(關一と共譯)

大倉書店

明治三十五年六月十日

黎明錄 序

英國と獨逸との經濟的比較を發端として、今次大戰争の進行に連れて起つて來た世界と日本との諸々の問題に就て、其時々に表示した論文や談話や講演を纏めたのが、此の黎明錄である。(第三篇一丈だけは、末節を除く外は、未刊のものである。元來一讀書生に過ぎるかも知れない。少くとも其の爲めに専門の勉強を等閑にすることを免れない、決して好んで爲す可きことではない。併し著者が過ぐる五年間自ら好んで此事に従事したのは、多少勉強を怠つても、自分としてまさに爲す可きことであると信じたからである。けれども其は自分だけで信ずること、他人から見たら、馬鹿な事をして居るものだと考へられるかも知れぬ。自分は、社會の爲めに多少役に立つと思つて居ても、社會は却つて之を迷惑とするかも知れない。

兎に角世界大戰は最早終を告げた。向後も黎明會の同人と思想上に於ける黎明運動に従事することは、決して無用ではあるまいと思ふが、其以外には大戰終末を期として、過

去一兩年多少怠つた専門の研究に主力を注ぎたいと覺悟して居る。此黎明録は云はゞ一の備忘録でもあり、又た懺悔録でもある。

従つて本書に收むる諸章は一々校訂は加へたが、其は字句だけに限つて、内容には少しも修正を加へない。時代後れの議論や、誤つた引證や、殊に悉く外れた推測やは皆發表した當時の儘にして置いた。イクラ修飾したとて、一度犯した罪過を軽減することは出来ない。遼東の冢は毛を染め直しても矢張遼東の冢である。有りの儘に收録して識者の叱正を受けたのである。但し其時々事情と對照して頂きたいから各篇中の諸文は出来るだけ發表した時期の順序を追つて、古いものから新らしいものに及ぶようにした。而して各文の初めに、發表した場所と、其時日とを掲げて、参考の便を圖つて置いた。各章は、凡そ内容に共通點あるものを纏めて一篇として、其問題を示めず爲め篇名を附けて置いた。我邦で刊行する英佛語の新聞雜誌に見えた拙文の紹介、批評、翻譯の中數種を集めて附録として置いた。

本書の原稿は本年三月の春休みに纏めたものであるから、其以後公けにしたものは、載せてない。其等は、何かの機會に追加したいと思つて居る。猶餘事ではあるが、本書の校

訂を終つた日から拙著『國民經濟講話』續卷の印刷を始めたから、速からず出版が出来よう。學問上から言ひ度いことは此講話中に少しく述べて置いたから、多少参考となることもあらうと思つて、茲に申添へて置く。

大正八年六月二十四日 講話條約の調印を目の前に控へつゝ

暗雲録 序

黎明録を公けにした時、收載洩れの分は、何れ機會を得て追加すると序文に斷つて置いた。此度大鑑閣の勸めに従ひ、其後公けにした若干篇も加へて、茲に暗雲録の一書とした。茲には黎明、今は暗雲、順序が逆になつたようであるが、其れは著者の罪ではない。折角黎明が來たと思はれた世界を、再び暗雲裡に鎖ざすに至つた時勢の致す所である。何れの日か、此暗雲が一掃せられ、光明の世界を讚美することが出来るであらうか。著者は唯だ撫然として筆を投ずるのみである。

經濟危機と經濟恢復 序

大正九年の末から同十一年末まで、二ヶ年間に亘つて時々公けにした小論文中、國と國、民族と民族との憎悪、反感より來る世界經濟の危機を指摘し、其の除却による世界の恢復を論じた若干篇を、今一度校訂を加へた上、多少順序を附けて、一書に纏めたのが本書である。勞農露國の承認と開國の問題と相並んで、今世界の最重要問題たるは、所謂レバラシヨン（經濟的恢復、就中對獨處理の問題である。殊に近く佛國のルール占領てふ史上殆んど破天荒な大暴舉によつて、此問題に對する我々の興味は、其極頂に達した。前者に就ては、私は昨年夏『ボルシェウキズム研究』と云ふ小冊を公けにした。幸ひ此頃になつて某公使の入蹕、ヨツフェ氏の來朝などと云ふことがあつて、私が容易に望み得ないと思つて居た此點に關する我邦思潮の變化が多少事實となりつゝあるやうである。之れに反

し後の問題に就ては、我邦の輿論は未だ冷淡である。本書は、此冷淡を變じて多少の熱を生ぜしめんことを欲するの餘り、過去の若干考察を一括して、識者の瀏覽を求めんとするものである。但し何れも、其時々事項を主として説いたものであるから、重複した點や、言ひ洩らした廉は數々あるであらう。併し兎に角、今日現在の問題として、私としては殆んど此以上のものを考へ能はざる程の重大なものに關して、遠慮なく卑見を陳述したものであるから、其意味に於て多少讀者の反省思索を促す便ともならば、望外の幸とするのである。私が本書に於て主張した所は、其何れも殆んど未だ一向解決が就いて居らないものであつて、而も其解決の急は今目前に迫まつて居るのである。私は我邦の識者が此等の問題を遠い外國の事なりとして、高閣に束ねることなく、其れが我日本に取つても極めて密切な關係を有つことであり、我々の生活に對して現實の意義を有するものである。論ずる所、多くは、卑近現ることを知つて貰ひないと切望して已む能はざるものである。論ずる所、多くは、卑近現前の事のみであつて、高遠な思想と相觸るゝ所なきが如くであらうが、私は此くの如き卑近現前の問題に就てすらも、一步を進め能はざる現在の世界に對して、甚しき不平不満を感じずに居られないものである。高遠な思想を談ずる人々と雖も、一度は此種の問題に

まで降り來つて、懇切に人類共同の運命に就て思索するに非れば、社會の改造世界の向上は、何時までも一場の空論として残る外はないと思つて居る。私の立言は甚だ粗笨で、其叙述は杜撰であるに相違ないが、併し私の心持は飽迄も熱心に、而して飽迄も眞剣である。本書を見らるゝ讀者、幸に拙き言葉の中に、私の眞意を汲取らるゝならば、私に取つて、此上感謝す可き事はないのである。而して其れが勉て、我邦の獨逸に對し、支那に對し、英米佛露國に對する態度の根本的更新を促がす一助ともなるならば、私は最早『我等笛吹けども兩曹踊らず』と歎ずるに及ばないのである。

大正十二年二月一日

追記。私は今我日本が先づ佛國のルール占領に對して、斷乎たる決心を以て、有力有効なる抗議を同國と國際聯盟とに提示せんことを切望し、又た主張するものである。他方に於ては、頃日新聞紙に傳へられた如く獨逸が日本に對して、借款を申込んだと云ふ事が事實であるならば、我邦は、其力に及ぶ限り、其望に應ず可しと主張するものである。其理由は、本書を一貫する私の議論を一讀せられたなら、更らに改めて之を陳述する必要はあるまいと思ふ。

復興經濟の原理及若干問題 序の一

歐洲の大戦争は社會諸科學に取つての大試練であつた。他の學問のことは姑く措いて、私の専門とする經濟原理、經濟政策、社會政策等の學問は、與へられた現實の多くの問題に適切な解答を與ふことが出來ないで、殆んど落第の觀があつた。然し、其れが非常に有力な刺激となつて、最近此等の學問に於ける英獨佛奧伊瑞蘭諸國の學者の研究は、著しく緊張したものととなつたことは、疑を容れざる所である。私共は、幸にも戰亂の舞臺を距つる遠い處に住んで居る爲め、戦時及戦後の悲惨を嘗めることなきを得たことは、甚だ之れを欣ばなければならぬが、落第した歐洲の學問を受賣する身の悲しき歐洲の學者の後塵を拜して、同じく落第者の群に呻吟するに止り、之を濟ふの力も勇氣もなく、殆んど呆然として自失する外なかつたのは、如何にも時甲斐なく又た残念千萬な次第である。

茲に大正十二年九月一日我關東地方を襲つた大震災は、端なくも我等に、其の力と勇氣とを振ひ起さしむ可き機會を與へた。私は、同學諸君の驥尾に附して、此の試験に應ず可く、一方書齋内に於いて、他方街頭に出でて、自分の微弱なる心力と體力の及ぶ限り、或は思

索し、或は奔走し、或は調査し、或は勸説することを努めた。本書は、其等の結果として、其時々々に雜誌又は新聞紙に投稿したものを集録して、後考に供せんとするものである。初めの三篇は、主として、復興經濟の原理に關する考察を披瀝したもの、中の四篇は、復興當面の諸問題を論じたもの、後の五篇は、其等の諸問題中最も急切なる失業及火災保險問題に關する調査と對案とを記述したものである。何れも、鍛鍊、推敲の遺なく、殊に殆んど連日東京市中を奔走しつゝ、夜間疲れ切つた足腰を撫しつゝ、辛ふじて文を綴つたものであつて、平靜な生活に復歸した今日之を見るときは、意に満たざる廉尠くないのである。其代り、水筒を肩に、ゲートルばきで、トラックや馬力の絡繹たる巷を驅り廻つた間に執筆した跡が歴々として居るから、談理放論の文字の間に一片生々の氣の通つて居るものはあるかと思ふ。此れは、恐らく二度と得られざる貴い體驗であつて、私は其の記録として執筆當時の姿を其儘に存して置きたいと思ふ。仍て若干の補正を試みた外は、何等の加筆を企てなかつたのである。

今此書の校正を了り、序文を草せんとするに方り、眼を閉ちて、災後數ヶ月のことを追想すると、私は一種冒ふ可からざる悲哀を感じると共に、他面又た勃然として勇躍し來る心

の鼓動を禁じ得ないのである。私は、自身が震害の最も甚しかつた土地に生れ、育ち、而して自ら此の震災の與へた教訓を十二分に味ふことの出來たことを心から感謝せずには置かれないのである。私は本書に集めた諸文を、一面に於いて、此の感謝を言表すものとしたいと希ふものである。然し其れにしては餘りに貧弱な餘りに粗笨なものであることを深く愧ぢざるを得ない。況んや歐洲大戰に刺戟せられた彼邦々の諸學者の近來の業績に比べて、餘りに甚しく劣れるものなることを嘆ぜざるを得ない。私は、向後の努力を以つて、些少なりとも、其の埋合せをす可き義務を有つことを痛感して居るものである。

終りに、災後私の行衛不明と傳へられたとき、非常なる配慮を給つた大阪神戸に於ける學友諸君就中、關博士、坂西教授、車谷、中谷兩學士、箱根籠城中私を勞はつて下さつた乾博士、日向利兵衛君、更らに又た失業調査に私と勞を共にした商大學生諸君、私を激勵して忙中猶筆硯と遣さることを免れしめて呉れられた改造社の山本、上村兩君等に對して、深き感謝の意を表したい。又私の不在中、兩兒を保護し、罹災親戚を扶助し、私の東京奔走に屢々行を共にして、私をして不案内の江東の地區に道を失ふことなからしめ、家に歸りては夜更くるまで、私に侍して、私の執筆を助けて呉れた妻に對して、此の機會に於いて改めて

暇を貰つて置くことを許されたい。

大正十三年五月末日芽出度御饗宴第一日の夜十二時

中野本郷の茅屋に於て認む

復興經濟の原理及若干問題 序の二

本書中、私が主張した若干の問題、殊に、生存權、生活本據權の擁護としての住宅立法と、營生機會の確保としての失業防止の對案とに就いて、恰かも本書校了の間際に於いて、私の主張の一部が容れられた二つの重要な事項が決定せられたことを私は大なる喜びを以つて茲に記録して置きたいと思ふのである。二つの重要な決定とは、一昨五月三十日帝國經濟會議總會に於いて可決せられた住宅問題に關する立法改正の件と、昨五月三十一日中央職業紹介委員會に於いて可決せられた職業紹介事業改善案との兩者である。第一の決議が幸にして、政府及議會に於て嘉納せらるゝならば、震災地に於ける借地、借

家の問題に就いては、岩田宙造博士等の『法律上何等の保護を受けざるものとす』などと云ふ冷酷極る宣言は（本書第一八九二頁參考）最早憐れなる罹災者に對して、其効力を失ふこととなり、法律は其當然の保護を彼等にも及ぼすこととなるのである。殊に今村所長が苦心慘憺、綿やバケツに頼んで、人間を保護して貰はれた（本書第一八九七頁參考）其の苦境を脱し、正々堂々と人間を人間として保護するのであると明言せられ得ることとなるであらう。更らに又た第二の決議にして、幸ひに其大部分が實現せらるゝならば、失業防止及其の救済に於いて、可なり著しき進歩を見るであらう。而して此の二の決議が成立したに就ては、前者に關しては、末弘博士及司法省當局の熱心苦慮が預つて最も有力であり、後者に關しては、永井亨、賀川豊彦兩君及社會局當局の誠意誠心の賜であることを、銘記して置かねばならぬ。今兩者に關する都下新聞紙の記事を左に摘録して、讀者の參考に供して置かう。

（其 一）

五月三十一日 東京日々新聞記事

帝郷の社會部住宅問題に關する答申案を審議すべき總會は廿日午後三時半より首相官邸に開會窪田社會部長、福田委

員長より部會の經過並びに左記答申案を報告し何等修正意見もなく原案通り可決し同四時十分散會した。

希望表明 帝國經濟會議總會の決議したる答申に於ては昨年の大震災の結果として借地借家の關係に生じたる各種の現象にして緊急に救済を講ずるを要すと認めたる大塚左記の事項を擧げ之に對し適當なる立法其の他各種の手段を執らむとの希望を表明したり

一、地代家賃の暴騰に加ふるに敷金権利金等の名義の下に借地人借家人の負擔激増するの傾向を來たし往々此急迫なる事情を利用して不當の要求を爲す者生じたるを以て

一、震災の爲滅失したる多数家屋借家人は家屋の新築せらるゝも當然新家を賃借するの權利を有せざるを以て一朝にして其地點を抛棄せざるべからざるの窮狀に在り而して其の結果は一面に於て震災當時の借家人にして現に假建築を建設し之に居住する者が將來家主により新築せらるべき家屋を賃借し得ざるを慮り容易に明渡を肯ぜず延いて罹災都市の復興に支障を生ぜざるやを憂慮すべき状態を馴致したると

一、罹災地從來の借家人が従前の家屋の敷地に自ら家屋を築造して居住する者隨る多数に上り地主家主との間に幾多の紛争を惹起したると

一、借地借家の明渡強要に關する法律の手續充分ならざるものあり之に乗じ借地人借家人にして往々法律上條理上何等怨すべき理由なきに拘はらず不法に他人の土地家屋を占據して明渡を拒むものなきにあらざりて借地借家の關係を悪化せしめたるを

対策決議 以上の諸現象に對する救済の策としては帝國經濟會議は大體左の各項の趣旨を斟酌して速に適當の立法其の他の手段を執らんとを希望する旨決議したり

一、地代家賃敷金其の他賃貸借の條件が明に不當なる時は裁判所は其の條件の変更を命ずるを得べく裁判所が其の裁判を爲すに付ては特別の知識經驗ある者其他の適任者を以て組織する委員會の意見を求むるを得べきものとす

一、地主又は借地人が震災に因り滅失したる自己の建物の敷地（土地區劃整理に依る換地を含む）に更に建物を建築したる場合に於て震災當時の借家人が新建物の完成前其の建物賃借の申込を爲す時は地主又は借地人は理由なく其の承諾を拒むとを得ざるものとす

一、震災地の借地人が調停委員會に於て震災當時其土地の上に存在せる自己の建物の借家人に假建築物存置の爲その敷地の一時使用を承認したる時は地主は自己の承諾を得ざるの故を以て契約の解除をなすとを得ざるものとす

一、不當に土地建物の明渡を拒む者に對し裁判手續の簡捷進捗を圖る爲調停事件の當事者をして調停委員會に出頭すべき義務を負はしめ借地借家の訴訟の繫屬する裁判所は職權を以て事件を調停に付し得べきものとし故なく建物明渡しの強制執行を妨げたる者に對しては制裁を科すると

一、借地借家に關する司法並びに調停の手續を民衆的ならしめ其の處分を簡易敏捷にし且實際の經濟事情に適合せしむる爲め裁判所出張所の設置其の他適當の方法を講ずると

一、適當の方法に依り一般民衆をして借地借家に關する立法の精神を善解せしめ地主家主に於て不安の念を懷き爲に土地家屋の賃貸並に貸家の新築に躊躇するとなからしむると

（參考。大正十三年八月十五日施行借地借家臨時處理法。）

大正十三年六月一日 時事新報記事

職業紹介國營可決 希望附帶——昨日の委員總會

中央職業紹介委員會は三十一日午後一時半から内務省社會局に於て開會、會長池田社會局長官並に四條、福田、三矢、稻畑、末弘、賀川、山崎等の各委員及び天宅、福原兩幹事其他出席の上先づ特別委員長福田博士から職業紹介事業改善に關する施設（職業紹介國營要綱）に就ての特別委員會經過を詳細に報告し之に對して四條委員から『國營を必要とする理由』に就き一二質問あり福田委員長永井賀川兩委員は

現在の制度でも從來相當好成績を擧げては居るが尙ほ一層紹介事業の機能を發揮する爲めには本事業の性質及地方財政の關係等に鑑みても且又將來失業保險實施の前提として出來得る限り速かに是を實施する必要がある

との旨を答へ次に稻畑委員の質問に係る『勞働組合とは如何なる種類に對して連絡を保持せんとするか』に就ては福田委員長

具體的に如何なる組合と連絡せしむるかは明記してないが苟も一般的に組合と稱し得べきものとは十分連絡を執る必要がある

と答へ更に

永井委員 政府に果して實行の誠意ありや當局としての池田長官の意見を承り度し

池田長官 當局も委員として參加し議案を可決する以上十分の誠意を以て速かに其の實行に着手すべく豫算の編成又は法律の改正を要するものは出來得る限り急速に之が準備に入る心算である

との問答があり之にて質問を終り結局原案に對し多少の字句を修正して可決し尙ほ之と同時に左記の希望條項を當局に提出することとして同四時散會した

職業紹介事業に關する希望

一、職業紹介事業の機能を發揮する上に於て電話の設備は一日も缺くべからず然るに現在職業紹介所に於て未だ之が架設を見ざるものあり此等は特急架設の最も必要なるものと認むるを以て優先架設の方途を講じ速かに電話を開通せしむること

二、職業紹介事務局は其の名稱を職業局に改め事務の簡捷に資すること

右修正可決した職業紹介改善施設要綱は左の通りである。

五月二十七日 時事新報記事（修正を加除す）

職業紹介改善の

施設要綱

來三十一日委員總會に附議

中央職業紹介委員會は曩に内務大臣より諮問せられたる『現時の失業情況に鑑み職業紹介機關の機能を一層發揮せしむるの緊切なるを認む之に對する適當なる方策如何』に關する答申案は既報の如く委員總會に於て福田博士外四名を特別委員に選定し、調査審議中の處去る二十三日特別委員會に於て左の要綱案を決定したるを以て來る三十一日午後一時社會局に於て委員總會を開き福田委員長より之を報告し議決を経たる上答申すべしと

職業紹介事業改善に關する施設要綱案

- 一、政府は職業紹介事業を國營とする方針を以て將來適當の時期に於いて之れが實行を期すること
- 二、政府は將來適當の時期に於て職業紹介制度と關聯して失業保險制度を設けること
- 三、職業紹介所の全國的普及を圖る爲職業紹介法施行令第一條の規定を勵行し必要と認むる市町村に對し職業紹介所の設置を命ずること
- 四、産業職業地方又は季節等の關係上特種の必要ある場合に於て専門的職業紹介所を設置すること
- 五、職業紹介法施行規則第九條に依り聯絡事務を掌らしむる指定職業紹介所に對し國庫は其の費用の全部を交付すること
- 六、職業紹介事業の連絡統一を圖り且其の機能を充分に發揮せしむる爲地方職業紹介事務局を増設し之を現業化する
- 七、中央職業紹介事務局に産業に關する専門の學識經驗を有する職員を置き、地方職業紹介事務局に産業別部門を設けること
- 八、中央及地方職業紹介事務局に勞務官を置き管轄區域内に於ける産業狀態及勞働事情を調査し職業紹介機關の聯絡を圖り勞働移動の事務に従事すると同時に職業紹介所の事業の監督を爲さしむること
- 九、職業紹介所費國庫補助金は建築費及之に伴ふ初度調辦費の外經常其の他の諸費に對しても少くも二分の一に増額し尙宿泊所其他の附帶事業に對し同様二分の一の國庫補助金を交付すること
- 十、職業紹介所職員の檢査並地位の安定を圖る爲必要なる職制を設けること
- 十一、政府は職業紹介所職員の養成機關を設置すること

十二、大都市に於ける職業紹介所の内容の充實及擴張を圖ること

十三、主要なる地方に産業別職業別男女別、少年の職業紹介所を設け又は職業紹介所内に各専門の部門を設ける

こと

十四、職業指導及撰擇の目的を達する爲職業紹介所に適當なる施設を講ずること

十五、職業紹介事務に關する通信及交通機關の利用に就ては料金の減免電話架設其他出來得る限りの特典を與ふる

こと

十六、集團的解雇又は雇入の場合には事業主より豫め地方職業紹介事務局に其の旨申告せしむること

十七、職業紹介所の利用を増進する目的を以て事業主より缺員あるときは之を職業紹介所に申告せしめ且つ職業紹介所に顧問委員會を設けしむること但し該委員には事業主及雇傭者の利益を代表し得ると認むる者を各同數加ふる

こと

十八、職業紹介の機能を發揮する爲勞働組合と聯絡を保ち殊に求人開拓に關しては非働するに努むること

十九、政府又は公共團體は失業者再教育の目的を以て職業輔導に關し職業紹介所と連絡して適當なる施設を爲す

こと

二十、政府又は公共團體は都市及農村に於ける内職の紹介及輔導に關し適當なる機關を設け且内職制度の改善を圖ること

二十一、政府又は公共團體は官公營事業に於ける雇傭者の採用に就ては職業紹介機關を利用すること

二十二、政府又は公共團體は現下の實情に鑑み土木建築其の他の官公營事業を起興按配して勞務の需給調節に努

むること

二十三、日僱労働紹介の成績を擧ぐる爲職業紹介所に於ける賃銀立替拂の制度を設け又就職を容易ならしむる爲労働用具の貸付を行ふこと

二十四、政府又は公共團體は職業紹介所の事業に關聯し左の事項に付相當施設を爲すこと

イ、日僱労働の供給制の改善を圖ること

ロ、日僱労働者の災害に對し適當なる扶助方法を講ずること

二十五、職業紹介所被紹介者にして必要あるときは就職地迄の旅費を貸付すること

二十六、職業紹介制度の改善に資する爲労働者募集、工女供給組合、内職仲介、土工坑夫の親方、下請制度、家庭労働、新聞廣告に依る職業紹介等を調査し適當なる方策を講ずること

二十七、有料又は營利を目的とする職業紹介事業の取締規則を速に制定すること

二十八、職業紹介法に依り設置する職業紹介所の外職業紹介所又は之に類似の名稱を用ゆることを禁止すること

六月一日朝記す

序に申す。本書の最終文に示す如く、私は、東京市内外に於ける失業者總数を十萬乃至十一萬餘人と推定した。然るに震災救護事務局の發表した十一月十五日調査の總數は、九萬六千三百三人である。私は私の推計が右數に甚だ近いものなるものを見て、喜ばざるを得ないものである。

最近商政經濟論 序

商政政策を目して無用の閑事業視し、自由保護の陳言套語を繰返して、商政の研究技に竭くとなせるは過去の事に屬す、彼の時事問題以外留意する處なき政論者雜誌投稿者流にてすら、猶商政政策とは要するに對外的國民經濟政策の總稱に外ならずして、此れが論議は嚴密精細なる史的、統計的、實驗的調査に基かざる可からざるを看破せるに到れるは、實に歐米先進國の現狀にあらずや、我邦久しくマンチエスタール流の經濟論に狎れて、未だ商政の學を以て科學的研究を要するものと認知するに至らず、然れども學者は昏々壯夢に耽けるの秋、世界産業上の競争の高濤は、遂に及んで今や太平洋の極西桃源の國の岸を打たんとす、支那開發の方策は、如何なる商政政策を以て之れに對せん、歐の列強の市場競争の渦浪に備ふるに、何等の經綸を以てせん、支那米輸出の禁果して解かしむ可きや、輸入税に課税して我養鶏業を保護せんか否、曰何、曰何、商政の活問題は日に瀕々として政論者の頭腦を悩ますものあり、而も此時に方り、未だ何等の學徒の特に商政の科學的研究を以て任とし、フォーセット、ブライラー、バスターフィールド以外、猶商政の學あるを唱道する

あるを聞かず。

三

予淺學拙らず、官命を奉じて渡歐し、經濟史研究に兼て又斯學の上に見聞する所あり、歸來乏を高等商業學校に承け、其專攻部に商政の科を擔任す、而も講筵に臨むの學生邦書の就て參考す可きなく、英書の以て指針とするに、足るものなし、淺學なる予を驅て、自己の考案に基き、學系を立つるの不得已らしむ、而も學系猶辨ず可し、商政の問題に關するリテレーチユアの皆無なるに至ては、學者をして殆んど望洋の感あらしむ、於茲同學關一氏と晤り、歐米の學書の中に就て参照に資す可きものを、邦語にて公刊するの企を起す、而も學務多忙未だ何等の成案なし。

偶獨逸國に於て、新通商條約締結に際し、關稅の問題漸く喧く時論亦繁し、殊に新稅率案の殺稅引上げは事頗重大、獨逸國民經濟の將來一に繫て存するの死活問題なり、於茲手時務に通ずるを重んずる事、我邦の學者と正反對なる彼邦學者の之れに對する學問上の論議、亦頗る盛んなるは實に羨望に堪へざるものあり、就中方今獨の經濟學界の双龍と目せらるゝ民顯大學のブレンタノ、柏林大學のワグナー兩博士の工業國農業國に關する論戰、最も人の耳目を聳動せり、事元より現時の關稅問題に關聯すると雖も、而も其根柢たる學

術上の論戰は、正に斯學の基本たる可きもの、即ち關氏と晤り、氏は就て教を承けたるワ氏の論を譯出し、予は多年の恩師たるブ氏論文と、並にシユモラー博士の兩著に對する評言とを邦譯し、之れを一稿に收む、蓋し三氏は彼の所謂講壇社會黨を創立せる三泰斗なり、而して商政の問題に關して其見る所又皆同じからず、學術上の論議の輕々斷言す可からざるや實に如此、我邦の讀者之れによつて、聊か三儒の面影の一片を窺ひ、而して方今商政の學如何に斯界に重きをなすかを悟了するあらば、予等勞して功あるものと云ふ可きなり。

明治卅五年四月

經濟學全集
第六集

經濟政策及時事問題 目次

一 黎明錄

一 世界の平和望み遠し

|| 改造途上の世界 ||

一—三五七

一 英獨國民經濟の比較

一一二〇

二 第十九世紀の總勘定

二〇—三九

三 來るべき世界と其の文明

三九—六〇

四 ロムバード・ストリート本位の戰時經濟論を笑ふ

六〇—七一

五 愚なる經濟戰論

七一—八二

六 英國的經濟思想の末路

八三—九六

七	戦後の世界と姉崎博士	九七—一〇二
八	ホツブスとグロロシアスとを論じて姉崎博士の空想 的世界觀を排す	一〇三—一五六
九	大戦が暴露せる獨逸の弱點	一五七—一八七
附録一	金と人に困る	一八七—一八八
同 二	講和と獨逸社會黨	一八八—一九〇
同 三	眞劍の獨逸	一九一—一九二
同 四	獨逸日本を恐る	一九二—一九四
同 五	空ノ洞の獨逸	一九四—一九五
同 六	獨逸の月賦革命	一九五—一九七
同 七	獨逸帝國未來記	一九七—一九八
十	勝者は誰か 世界文明の危機と日本の使命	一九九—二四四

十一	新世界の文明に於ける佛蘭西の使命	二四五—二六四
十二	資本的帝國主義を排す	二六四—二九二
十三	世界經濟戰の謬想を排す	二九二—三〇五
十四	資本的侵略主義の危険	三〇五—三二一
十五	拜英論も亦た甚しからずや	三二一—三二八
十六	世界の平和望み遠し	三二九—三五七
二	對抗か順應か 世界に於ける日本	三五七—四七七
一	聯合國經濟協商の實何くに在る	三五七—三七六
二	愚に重ぬるに愚	三七六—三八二
三	歐洲出兵論を排す	三八二—三九〇

四	ウキルソンの教書と日本の國是	三九〇—四〇九
五	何の爲めに戦ふ	四〇九—四三二
六	自主的出兵よりも自主的平和	四三二—四五七
七	對抗か順應か	四五七—四七七
三	改造途上の世界經濟	四七七—七三三
	戦時及戦後の經濟問題	
一	英國中心の世界經濟と其改造	四七七—六五〇
二	金の經濟と物の經濟	六五〇—六六五
三	戦時經濟の一福音	六六五—六七三
四	戦後の經濟界に於て眞に恐る可き事は何	六七三—六八九
五	意氣地なき戦後經濟論を排す	六八九—六九九
六	戦後世界經濟當面の大問題	七〇〇—七三三

四 國本は動かず 七三三—一〇〇九

|| 黎明日本の諸問題 ||

一	新社會とは何ぞや	七三三—七四四
二	二大政黨對立論を非とす	七四五—七五八
三	新しい意味のデモクラシー	七五八—七六五
	附録一 寺内内閣の社會的施設を評す	七六六—七七二
同 二	速かに物價調査會を起せ	七七二—七七七
同 三	奸商取締の手を緩むること勿れ	七七七—七八六
同 四	極窮權の實行	七八六—七八九
同 五	國民生活に觸れざる政變は無意味	七八九—八〇六
同 六	原内閣に要望す	八〇六—八二三
四	日本に社會主義起る可きや	八二二—八三七
五	何を調節する	八三七—八八二

六	社會政策とは何ぞや	八八三—九一八
七	黎明運動論	九一八—九六五
八	國本は動かす	九六六—一〇〇九

二 暗雲録

一	暗雲世界を鎖さす	一〇一一—一〇二二
	— 經濟的ボイコット主義の脅威 —	
二	世界を欺く者は誰ぞ	一〇二二—一〇四一
三	如何に改造するか	一〇四一—一〇八六
四	英國の金輸出禁止令	一〇八七—一一〇八
五	虚偽のデモクラシーより眞正のデモクラシーへ	一一〇九—一二四五
六	朝鮮は軍閥の私有物に非ず	一二四六—一二六二

七	エホバとカイゼル	一二六二—一二九三
	— 國本闡明の第一義 —	
八	エホバとカイゼルとよりの解放	一二九三—一二〇四
	— 國本とデモクラシーに關する管見の一部、未完稿 —	
九	解放の社會政策	一二〇四—一二六五
十	戦後當面の重要經濟問題	一二六六—一三二二
	附録一 抛擲せられたる暴利取締令	一三二二—一三二五
	同 二 呪ふべき平和	一三二五—一三二七
	同 三 生活の恐怖來る	一三二七—一三二九
十一	戦後の金融及貿易に於ける日英の關係	一三三〇—一三三二
十二	如何に勞働者を指導す可きか	一三三二—一三四四
十三	唯一條の光明	一三四五—一三六二

|| 國際勞働保護法制を歓迎す ||

十四 勞働非貨物主義の公認

一三六二—一三八四

十五 小島國的侵略主義の應報

一三八四—一三九三

十六 世界は欺く可からず

一三九三—一四〇四

三 經濟危機と經濟恢復

一 行き詰れる世界と其展開

一四〇五—一四六五

|| 階級闘争論と絶對永久のアプリオリ認識論よりの

解放に就てアインシュタインを懷ぶ ||

二 世界を脅かす國家破産の危機

一四六五—一五三一

|| 對獨態度を根本的に改めざれば ||

三 米國に於ける排日の根本的原因

一五三一—一五六二

四 軍備制限は確かに實現し得る

一五六二—一五七四

五 世界經濟恢復に關する二三の問題

一五七五—一六二四

六 何を緊縮する

一六二五—一六五八

|| 物價引下げの根本要件 ||

七 世界經濟の恢復と日本支那米國の使命

一六五九—一七〇八

八 世界が救はるゝまで

一七〇九—一七五七

|| 經濟的改造當面の問題 ||

四 復興經濟の原理及若干問題

一 復興經濟の第一原理

一七五九—一七九七

二 歐洲の戦後經濟と日本の復興經濟

一七九八—一八二三

|| 倒ることの過大觀、興ることの過小觀 ||

三 復興經濟の厚生的意義

一八二三—一八六三

四 復興日本當面の問題

一八六四—一八八四

五 經濟復興は先づ半倒壊物の爆破から……………一八八五—一九二二

 || 『生存權擁護令』を發布し……………

 私法一部のモラトリウムを即行せよ||……………

六 誰か復興の經濟計劃者たる……………一九二二—一九三三

七 營生機會の復興を急げ……………一九三四—一九六一

八 失業及火災保險問題……………一九六二—一九八九

九 火災保險金問題について……………一九八九—二〇〇一

十 失業問題の數的考察……………二〇〇二—二〇二一

十一 エコノミック・デモグラフィより見たる……………二〇二二—二〇五五

 震災前の東京市……………二〇二二—二〇五五

十二 失業調査と其に基く若干の推定……………二〇五六—二一一三

失業調査統計表……………

第一表 災前有業者現状一覽表……………二〇八八—九

第二表 女子希望副業分類表……………二〇九一—一

第三表 失業者職業分類率表……………二〇九〇

第四表 各職業失業率表……………二〇九九

第五表 失業者總數及其職業別推計……………二〇九九

第六表 職業中分類の失業者推定數(訂正)……………二一〇三

第七表 災後の新有業者及新求職者一覽表……………二一一〇—一

第八表 職業中分類に分ちたる新有業者の現状一覽表……………二一一〇—一

第九表 新有業者の現在職業中重要並に特色ある五中分類の細別表……………二一一〇—一

第十表 轉業者の從來職業別表……………二一一〇—一

第十一表 職業中分類に分ちたる轉業者の現在職業一覽表……………二一一〇—一

第十二表 轉業者の現在職業中重要並に特色ある九中分類の細別表……………二一一〇—一

五 工業國の恐怖

第一章 二二一—二一三七

第二章 二三七—二五六

第三章 二五六—二七九

第四章 二七九—二九五

六 經濟史と時事問題 二九七—三〇八

七 商業政策と商權の消長 三〇九—三二四

八 丁稚の過去・現在・將來 三二三—三二七

九 勞農露國承認の意義 三二七—三二九

十 混沌たる農村問題 三二九—三六二

人名索引 一—四

件名索引 一三一—三三